

# Arknet 通信

皆様、平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

東日本の震災から4ヶ月。被災地ではまだまだ避難生活を送られている方が大勢いらっしゃいます。また、『フクシマ』もいまだに危険領域を脱していません。被災された方、原発の真ただ中で作業をしている関係者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、日本は梅雨に入りそして早くも九州地方では梅雨明けです。昨年に比べ22日も早いとか…。何だか最近の気候は変だと思いませんか？私が子供のころ(昭和30~40年代)の梅雨はシトシトと雨が降るものと思っていましたが、最近の雨は正にスコール。熱帯地方の雨のようです。そして今年は節電がメインテーマで、会社やオフィスではエアコンの温度を高め設定しているところが多いですね。私たちがネクタイをはずして少し砕けた格好を取らせて頂いていますが、中身は真剣です。

やる気と根性でこの夏を乗り切ろうと思います。

税理士法人アークネット

2011.07.11 第3号  
税理士法人アークネット

静岡市葵区紺屋町11-13



諏訪湖の夕日と凍てついた諏訪湖

今年5月19日に撮影しました。吸い込まれてしまいそうな湖でした。

3ヶ月前には全面凍り付いていて、カラスが湖面を歩いていましたが今はカモが悠々と泳いでいます。

## What's New

- 平成23年度税制改正法案が部分的に成立(H23.6.22)しました。主な項目はつぎのとおりです。
  - ・中小法人に対する税率軽減(本則22%→18%)など期限切れ租税特別措置法の延長(継続)
  - ・雇用促進税制等政策税制の拡充
  - ・消費税の仕入れ税額控除に係る95%ルール及び事業者免税点制度の見直し
- 平成23年度税制改正法案のうち目玉法案については法令名を変えて継続審議となりました。復興財源確保のための増税方法や、「社会保障と税の一体改革」を背景とした消費税増税などの議論が迷走しているなかで、現行税制の抜本的な改革を構成するつぎの事項についても、法案成立に至るかどうかが予想のつかないところです。
  - 【法人税】 実行税率5%引下げ/中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%)等
  - 【所得税】 給与所得控除の上限設定
  - 【相続税】 基礎控除の引下げ/税率構造の見直し
  - 【贈与税】 税率構造の緩和/相続時精算課税の対象拡大(孫)
- 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」施行(H23.4.27)
  - 【法人】 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付等
  - 【個人】 雑損控除の特例/大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

# Tax Information

既に提出されていた平成23年度の税制改正(案)が一部修正され、また新たな法案が6月10日、国会に提出されました。詳しくは財務相HPに新しい法案の要綱が公表されています。

まず、「23年度税制改正法案に係る法的手当て」を見ると二つの法案に分割された内容の概略を知ることが出来ます。

➤ 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」法律の施行日は要綱の最後に「この法律は、別段の定めがあるものを除き公布の日から施行することとする。」と書かれていますが、別段の定めがあるものが多く、注意が必要です。

➤ 既に提出されていた、法人税率の引き下げや相続税の基礎控除の引上げ等は、一部修正され「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」と改めるそうです。

こちらの法律の施行日は、別段の定めがあるものを除き、平成23年4月1日から施行することとする。とされておりますが、今国会中に成立するのでしょうか？！

これら内容の詳細につきましては、施行され次第、順次ご説明させていただきます。

また、「納税者の権利憲章」は平成24年1月1日に公表することとする。」と書かれているので、それまでには成立するのではないのでしょうか！？

そこで今回、納税者の皆様には是非知っておいて頂きたい「納税者の権利憲章」についてワンポイント解説させていただきます。

## ➤ 納税者権利憲章とは

納税者の権利を制度的に保障する基本的な法律を言います。納税者の権利保障に関する基本的な原則（ミッション・ステートメント）を定めたものです。

## ➤ ワンポイント解説

意外に思われるかもしれませんが、税法とは主権者たる納税者のために作られたものではありません。国が納税者に対し、納税義務を適正に履行させるために作られたものなのです。このため、今までの税法において、正面から納税者の権利を定めたものはありませんでしたし、税務行政は、原則として悪質な納税者を想定し、その対応を中心業務としております。

このようなスタンスは、税務調査を通して悪質な納税者を取り締まる、という点においては極めて有用ですが、善良な納税者に対して、不適切な行政が行われてきたこともまた事実です。「強権的な税務調査」という言葉は、この事実を如実に表わしていると言えるでしょう。

このような反省に立ち、この度納税者の権利を保護するための基本的な制度が作られるということは極めて大きな意味を持ちます。

例えば、今までは傲慢な税務調査をされても法律的には税務署に抗議することはできませんでしたが、今後はこの制度を基に、正面から税務行政と戦うことができます。

何より、この納税者権利憲章はほとんどの先進国ですでに導入されております。その意味において、日本の税制は国際的に時代遅れであった、と言えるでしょう。しかしながら、今回の改正で導入が明確に方向付けられたことから、日本の税制が現代的なものになる、という予感を感じております。

ただし、今までは曖昧かつ適当な面もあった！？税務調査手続きも法制化されることとなります。

納税者と税務行政の利害が真っ向から対立する税務調査について、その手続きが厳格に法制化されたことは、非常に有意義なものです。「悪質な納税者には厳格に接し、善良な納税者は尊重する。」という、税務調査の基本理念が確立されると期待されます。

その一方で、税務調査手続きが明確になるということは、税務調査がより一層厳格なものになる可能性も指摘できます。今までは、税務調査手続きが法制上曖昧であったこともあって、税務調査において納税者と税務署で交渉の余地がありましたが、今後調査終了の手続きを形に残る書面で行うこととなりますので、少額の申告誤りであっても、法律にのっとって追徴すべきは必ず追徴するなど、より厳格なスタンスを税務署はとるのではないかと考えられます。このため、今まで以上に、申告内容を詳しく精査して申告を行う必要があると言えます。

さて、皆様はこの法律をどの様に感じられたでしょうか！？・・・

上記の改正は、平成24年1月1日以後新たに行われる税務調査について適用されることとされています。

## コラム 『消費税課税売上割合の矛盾』

消費税の納付額を計算する際、課税売上割合（課税売上／課税売上＋非課税売上）を計算し、支払った消費税にこの割合をかけて仕入税額控除とする。たとえば、課税売上高 8000 万円、非課税売上高 2000 万円の場合、課税売上割合は 80%となる。ここで、支払った課税仕入れの総額が 6000 万円であったとすると、控除対象仕入金額は 4800 万円。したがって、納付すべき消費税額は 400 万円（8000 万円×5%）－240 万円（4800 万円×5%）＝160 万円と計算される。（比例一括控除の場合）全額控除できれば 100 万円の納付で済む。

これは、非課税売上にかかる仕入については税額控除を認めないという発想が根本にある。しかし、これは消費税導入時に基本概念として説明された思想と大きく矛盾する。なぜなら、「消費税は最終消費者の負担すべきものであり、事業者は消費税を負担しない」と言っていたからである。

どこで矛盾が出るのかと言うと、たとえば事業者が新しくビルを建設したとする。総工費は 5 億円。この建設にかかる消費税は 2500 万円となる。『事業者は消費税を負担しない』ことが原則であるので、この 2500 万円は還付請求、または税額控除という方法で回収できる…はずである。

ところが、この建物を建設したのが病院だったとしたらどうか。病院は社会保険診療を行い患者から一部の負担金と社会保険庁から診療報酬を受け取る。ご承知の通り医療費に消費税はかからないから、他に課税売上がなかったとすると、この事業者には 2500 万円の消費税は還付されない。患者に使用した薬や注射針のような医療器具、レントゲンのような医療器械についても同じ。

私は薬の消費者じゃない！とドクターが叫んでみたが病院のロビーで虚しくこだまするだけ。

国税庁の HP に税務大学校で使用する消費税法のテキストの 9 ページに、次のような記述がある。

『消費税は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、製造から卸へ、卸から小売りへ、小売りから消費者へと消費者が物品の購入やサービスの提供を受けることを通じて負担することを予定している税金である。』

しかしながら、「課税になじまないもの」や「社会政策的配慮によるもの」など国内取引について 13 項目を非課税取引としていることから、上述のような矛盾が生じているのである。政策的配慮のために病院や薬局は自ら消費税を負担しなければならないのか。診療報酬や薬価の改定で保護されているというのは別の次元の問題であり、消費税法上は矛盾である。

これは何も特殊な業種に限ったことではない。一般事業会社（ほとんどが課税売上の会社）が資金繰りのために自社保有の土地を売却したようなケースでも同じようなことが起こる。

今後、消費税は 10%、15%と増税される可能性が高い。このような根本的な矛盾を孕んだまま政策だけが独り歩きを始めたら大変なことになる。

文責：野呂伸一郎

## 少しだけお勉強

会社の経営状態について角度を変えて見ると

- ① 収益性
- ② 安定性
- ③ 成長性
- ④ 生産性

という 4 つの側面から測定することができます。第 2 号で解説した売上高経常利益率は①の収益性という側面から見た指標です。

今回は同じ収益性の指標で「総資本当期利益率」の話です。

$$\text{総資本当期利益率} = \text{当期利益} / \text{総資本}$$

ここでいう総資本は経営資本、すなわち使用している資本を用い、遊休資産などは除外したほうが正しい数値を示してくれます。

この計算式をもう少し砕いていくと

（当期利益÷売上高）×（売上高÷経営資本）となります。（当期利益÷売上高）は売上高当期利益率、（売上高÷経営資本）は経営資本回転率といえます。

会社の資源を有効活用して売上を増やし、かつ利益率の高い製商品を販売すること、そして固定費をなるべく圧縮して利益を確保すること、これが総資本当期利益率を上げていく方法です。

ここで、当期利益を確保する売上高の計算をしてみましょう。いったい会社はいくら売上げたら利益が出るのか、という計算です。

この売上高を知るには、**損益分岐点（BVP）分析**という手法を使います。

損益分岐点売上高とは、利益がちょうどゼロになる（赤字でも黒字でもない）売上高をいい、

**固定費÷（1－変動費率）**という式で計算します。変動費率は変動費÷売上高です。

計算式は簡単なのですが、ここには大きな壁があります。固定費と変動費を分けるという作業です。

固定費とは、会社が存在しているだけで発生する地代家賃や固定資産税のようなもの、あるいは従業員の基本給のような費用で、変動費は売上に連動する費用、すなわち仕入や販売手数料のようなものです。では電気代や交通費はどうしますか？

これを正確に分けることは不可能で、一般的には期間費用的に発生する光熱費などは固定費、営業マンが多く通勤費以外はほとんど営業で使っているというような交通費は変動費という扱いをします。あるいは最小二乗法などの手法を用いて固定費・変動費を分解する方法もあります。

こうして計算された固定費を（1－変動費率）で割り算すると、損益分岐点売上高が求められます。

たとえば、固定費が 100 万円、変動費率 60%というケースでは損益分岐点売上高は 250 万円となります。これを応用して、会社が利益を 20 万円確保したいという時の目標売上高は 300 万円という計算もできます。

**目標売上高 = （固定費＋目標利益）÷（1－変動費率）**  
今回は安定性についての解説をします。

## 【消費税の仕入れ税額控除に係る 95%ルールの見直しについて】

**対象**：課税期間の課税売上高が 5 億円を超える事業者

**適用**：平成 24 年 4 月 1 日以後開始課税期間から適用

つぎのモデル（一括比例配分方式）でその影響額をイメージします。

(設定) 収入：売上 600 百万円、家賃・利息収入 20 百万 課税売上割合：96.7%

支出：経費 350 百万円 給与 200 百万円

	【現行】	【改正】
仮受消費税：600 百万円×5%	30.0 百万円	30.0 百万円
仕入税額控除：350 百万円×5%	△17.5 百万円	
仕入税額控除：350 百万円×5%×600/620		△16.9 百万円
納税額	12.5 百万円	13.1 百万円

\*当該影響金額が多いか少ないかは別として、課税売上額が 5 億円を超える場合は税負担が増加します。

\*また、仕入税額控除の計算は上記「一括比例配分方式」のほかに「個別対応方式」の選択も可能です。

### ～～ほやき～～

東京事務所は J R 神田駅近くのビルの 8 階にあります。窓は東向き。夏は朝の強烈な太陽光が差し込むので、入社時にはすでにサウナが営業できそうです。

でもこの窓がいいのは北東方向に完成間近の東京スカイツリーが見えます。いえ、見えていました。

300m、400m と少しずつ伸びていくスカイツリーを眺めながら、夜のライトアップを楽しみにしていました。

ところが最近、目の前に地上 19 階建てのビル建設が始まってしまい、スカイツリーの姿が隠れてしまったのです。お客様がいらっしゃった時に、「ほら、スカイツリーが見えるんですよ！」と自慢だったのに…

夏の太陽は 19 階のビルのはるか上空に。もしかして、冬は日陰？ (泣)

### \*\*\*\*\*所員紹介\*\*\*\*\*

静岡事務所所長 小田巻真史

196×年生まれ。

## 税理士法人アークネット

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 8 階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

西村会計事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811